

福岡労働局第9次粉じん障害防止総合対策

福岡労働局

1 目的

厚生労働省が策定した、「第9次粉じん障害防止総合対策」(以下「本省第9次対策」という。)のほか、福岡労働局管内におけるじん肺新規有所見労働者の発生状況、8次にわたる粉じん障害防止総合対策の推進状況等を踏まえ、福岡労働局第9次粉じん障害防止総合対策(以下「福岡第9次対策」という。)を策定し、当局における対策の重点事項及び実施事項を定め、粉じん障害の根絶を図ることを目的とする。

2 福岡第9次対策の推進期間

本省第9次対策に合わせ、平成30年度から平成34年度までの5か年とする。

3 福岡第9次対策の重点事項

これまでの当局の推進状況を踏まえ、本省第9次対策において定める事項に加え、福岡第9次対策において独自の事項を設定する。

(1) 本省第9次対策において定める事項

- ア 屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
- イ ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
- ウ 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
- エ じん肺健康診断の着実な実施
- オ 離職後の健康管理の推進

(2) 福岡第9次対策において独自に定める事項

- ア アーク溶接作業と岩石等の裁断等作業に係る粉じん障害防止対策
- イ 金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策

4 福岡労働局及び労働基準監督署の実施事項

(1) 監督指導、個別指導、集団指導等の実施

監督指導、個別指導、集団指導等の各種行政手法を効率的に組み合わせ、本省第9次対策において示された「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」(以下「講ずべき措置」という。)の周知徹底と、粉じん則及びじん肺法に規定された事項(以下「法定事項」という。)の履行確保を図る。

その中で、重点的に指導等を行う事項は次のとおりとする。

- ア 呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用
- イ じん肺健康診断の実施及びじん肺健康管理実施状況報告の提出
- ウ 健康管理手帳制度の周知

エ 事業者が自主的に作業管理を行うためのリスクアセスメントの導入

(2) 電動ファン付き呼吸用保護具の活用周知

電動ファン付き呼吸用保護具については、優れた性能を有することから、粉じん則等において労働者に着用させることが義務付けられている作業以外においても活用されるよう、上記(1)の指導や計画届の審査の際にその採用を勧奨する。

(3) 関係団体等に対する指導等の実施

ア 労働災害防止団体、事業者団体等に対する指導・要請

労働災害防止団体の福岡県支部・分会や関係事業者団体等（以下「事業者団体等」という。）を通じて、構成事業者に対し、「講ずべき措置」の周知徹底、法定事項の履行確保、健康管理手帳制度の周知を行う。

また、事業者団体等に対して、「講ずべき措置」の実施状況を確認する自主点検を実施すること及び当該自主点検結果に基づき事業者が自主的に必要な改善を行うことを要請する。

さらに、事業者団体等と連携し、粉じん障害防止に係る説明を行う。

イ 粉じん障害防止総合対策推進強化月間等を通じた啓発活動の実施

(ア) 粉じん障害防止総合対策推進強化月間

粉じん障害防止対策を効果的に推進するためには、粉じんの有害性及び粉じん障害防止対策の重要性についての関係者の理解を深め、自主的に作業管理を行っていくことが重要である。

このため、引き続き、全国労働衛生週間準備期間の9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」とし、事業者団体等に対し、構成事業場へのパトロールの実施等各種行事の開催を要請する。

(イ) 粉じん対策の日

呼吸用保護具の点検、局所排気装置等の点検及びたい積粉じん除去のための清掃等の定期的な実施を図るため、関係事業者に対し、毎月特定の日を「粉じん対策の日」として設定するよう指導する。

(4) 中小規模事業場への支援

中小規模事業場に対しては、福岡産業保健総合支援センターが行う労働衛生コンサルタント、産業医等の専門家による相談事業（事業場訪問を含む）等の活用について指導、勧奨する。

また、必要に応じ、粉じん対策指導委員等による技術的援助を行う。

(5) 計画の届出の徹底、適正な審査及び実地調査の実施

労働安全衛生法第88条に基づく計画の届出の徹底を図り、その適正な審査及び実地調査を行う。

また、「ずい道等の建設等の仕事」に係る計画の届出がなされた際には、平成12年12月26日付け基発第768号の2において示された「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に沿ったものとなっているかについての確認を行い、必要な指導を行う。

(6) ずい道等建設工事の発注者に対する要請の実施

ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策については、工事発注者が、法定事項やガイドラインの内容を把握の上、経費の適正な計上等の措置を講ずることが重要である。

このため、発注者に対し、建設工事発注機関連絡会議等を通じてこれについて要請するとともに、建設業労働災害防止協会が策定した「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」（平成24年3月）についても併せて周知を行う。